

最低賃金改定

(令和6年10月2日から)

給与支払い時・求人掲載にご注意を！！

932円 → 982円

- ・岡山県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。
- ・常勤、臨時、パート、アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず適用されます。
- ・使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- ・実際に支払われている賃金から、精皆勤手当・通勤手当・家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金を除外したものが対象となります。
- ・日給の場合は【日給÷1日の所定労働時間】、月給の場合は【月給÷1箇月平均の所定労働時間】で計算してください。

最低賃金の対象となる賃金

